

ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年6月19日
件名	野焼きについて		
内容	<p>鴨方に住んでいますが、当たり前のようにどこかで野焼きをしています。洗濯物は臭くなるし、布団も干せずストレスが溜まります。近所の人に言いたいけど、トラブルになりたくないので言えません。なぜ野焼きをする人がこんなにも多いのでしょうか。火事の原因にもなり危ないと思います。全面禁止でなくとも、野焼きをする日を決めたり、午前中は禁止にするなどすると助かります。鴨方に住んでよかったと思えるような街にしていきたいです。</p>		
回答		回答年月日	令和5年6月30日
担当部課	生活環境部 環境課		
内容	<p>廃棄物を野外で焼却することは、法律で原則禁止されていますが、例外として認められている行為に、農業・漁業・林業を営むために必要な廃棄物の焼却や、日常生活を営む上で行われている軽微なたき火等があります。ただし、例外であっても環境保全上問題となる場合は指導の対象となります。市でも野焼きの通報があれば現地確認を行い、家庭ごみを焼却している場合は直ちに止めるよう指導しているほか、例外的に認められている焼却行為についても、時間帯や風向きを考慮するようお願いしています。</p>		